

岩手県監査委員告示第31号

監査結果の公表（平成25年岩手県監査委員告示第38号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県医療局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年5月9日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見  
岩手県監査委員 高 橋 昌 造  
岩手県監査委員 吉 田 政 司  
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

- 1 監査対象機関名 岩手県立釜石病院
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 平成25年5月28日及び29日
  - (2) 本監査実施日 平成25年7月17日
- 3 監査結果の公表の日 平成25年9月6日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
財産の管理に当たり、不動産管理簿を作成していないもの及び整理していないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	財産の管理については、仮設公舎及び物置の不動産管理簿を作成し、職員駐車場借用地の一部返還契約に伴う面積の変更登録を行った。また、資産の取得又は異動資産の登録にあたっては、課内で情報を共有し、定期的な確認を徹底するなど確実にやっていくこととする。